



シニアのひろば



介護保険料の納付忘れにご注意ください

介護保険制度は40歳以上の方に納めていただく保険料と公費（税金）を財源に運営しています。介護が必要になっても安心して生活できるよう社会全体で支えていこうという仕組みです。

一人一人の保険料は介護保険の大切な財源です。対象の方は次のとおり納付をお願いします。



◆40歳から64歳までの方

医療保険の保険料（税）と合わせて徴収されます。保険料は加入している医療保険の算定方法により決まります。

◆65歳以上の方

65歳以上の方の介護保険料の納め方は、特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（納付書又は口座振替）の2通りに分かれます。

65歳になると、まず「普通徴収」による納付が始まりますので、対象の方には納付書を送付します。その後、年金の年間支給額が18万円以上の方は自動的に「特別徴収」へ移行します。

普通徴収の対象の方で、口座振替を希望される場合は、手続きが必要ですので、お問い合わせください。

◆注意点

年金からの天引きが始まるまでの期間は前述のとおり普通徴収での納付となりますので、納付忘れのないようお願いいたします。

▼高齢福祉課

☎ 23・3217 FAX 23・3545

「東三河広域連合からお知らせ」 「介護保険統合に関するQ&A」

【質問】

要介護認定申請から認定結果が出るまでの期間は短縮されるのか？

【回答】

認定審査会は、これまでと同様、各市町村の会場にて行われますが、認定審査案件を広域連合にて一括して取りまとめ、各市町村で開催される認定審査会へ割り振ることににより、直近の日程での審査が可能となります。これにより、認定結果までの期間が数日程度短縮することが見込まれます。

※ただし、認定審査会に必要な資料（調査員の記入する調査票、主治医の記入する主治医意見書）をそろえる必要があるため、期間にはばらつきがあります。

▼東三河広域連合介護保険準備室
☎ (0532) 26-8460